

まもる、つなぐ、ふるさとの環境

令和6年度

公共用水域及び地下水の 水質の測定に関する計画

青森県

公共用水域の水質の測定に関する計画

令和6年度公共用水域の水質の測定に関する計画

1 測定計画の趣旨

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、令和6年度における公共用水域の水質の測定に関する計画について、必要な事項を定めるものである。

2 測定水域

岩木川、新井田川、十和田湖、陸奥湾等63河川、9湖沼、8海域の計80水域において、総計196地点について測定を実施する。

3 測定機関

国土交通省東北地方整備局（青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、岩木川ダム統合管理事務所）、青森県、青森市、八戸市

4 測定方法

水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）に定められている項目については、これに掲げられている方法による。

その他の項目については、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）、日本産業規格、上水試験法、海洋観測指針等に掲げる方法による。

5 測定内容

（1）測定項目

生活環境項目・・・・・・・・水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）、底層溶存酸素量（底層DO）

健康項目・・・・・・・・カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

特定項目・・・・・・・・トリハロメタン生成能（クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルム）

要監視項目・・・イソキサチオン、クロロタロニル、PFOS及びPFOA、全マンガン
特殊項目・・・フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム
その他の項目・・・塩化物イオン、硫酸イオン、アンモニア性窒素、リン酸性リン、クロロフィル-a

(2) 観測事項

天候、気温、水温、色相、臭気（以上、全水域共通）、流量、採取位置、透視度（河川）、全水深、透明度（湖沼及び海域）

6 測定時期及び測定間隔

測定時期及び測定間隔は、測定計画表の各測定日数について、原則として次のとおり実施する。ただし、冬期間の採取が困難な水域については、適宜測定間隔を短縮又は延長する。

測定日数	12日・・・毎月1日	4日・・・3か月に1日
	9日・・・毎月1日（4月～12月）	3日・・・4か月に1日
	8日・・・毎月1日（4月～11月）	2日・・・6か月に1日
	6日・・・隔月1日	1日・・・1年に1日

7 測定結果の報告

各測定機関（青森県を除く。以下同じ。）は、測定結果を青森県知事（環境保全課）に報告するものとする。

8 緊急時の措置

(1) 健康項目

各測定機関は、人の健康の保護に関する項目について、環境基準値を超える数値が検出された場合には、速やかにその結果を青森県（環境保全課）に通報するとともに、状況に応じて必要な水質調査を実施するものとする。

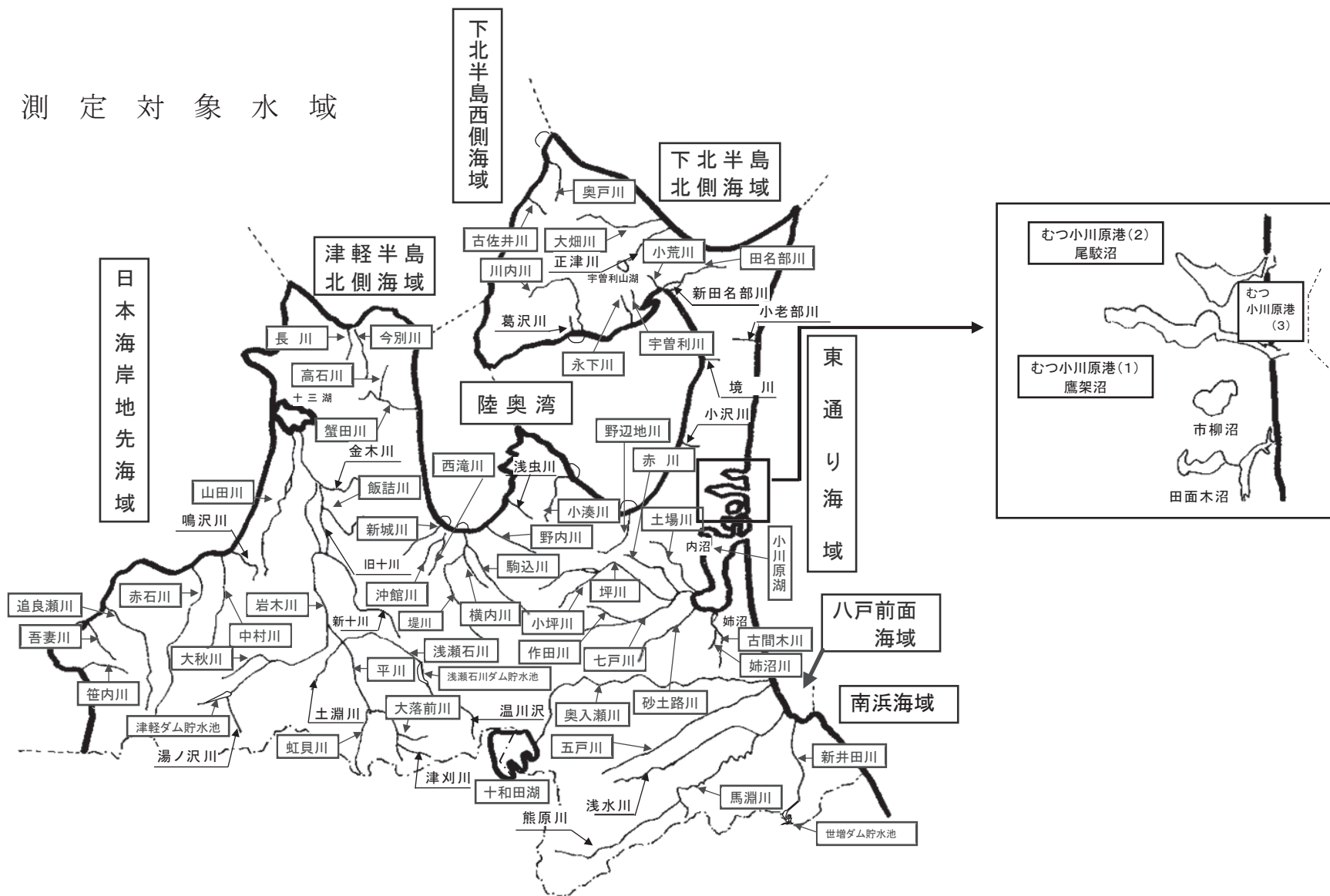
(2) 生活環境項目

各測定機関は、生活環境の保全に関する項目について、異常な濁水、その他これに準ずる事由により水質汚濁が著しくなった場合には、速やかにその状況を青森県（環境保全課）に通報するとともに、状況に応じて必要な水質調査を実施するものとする。

9 結果の公表

公共用水域の水質測定結果は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき公表するものとする。

測定対象水域



※ 名称が□で囲まれたものは、環境基準の類型が指定されている。

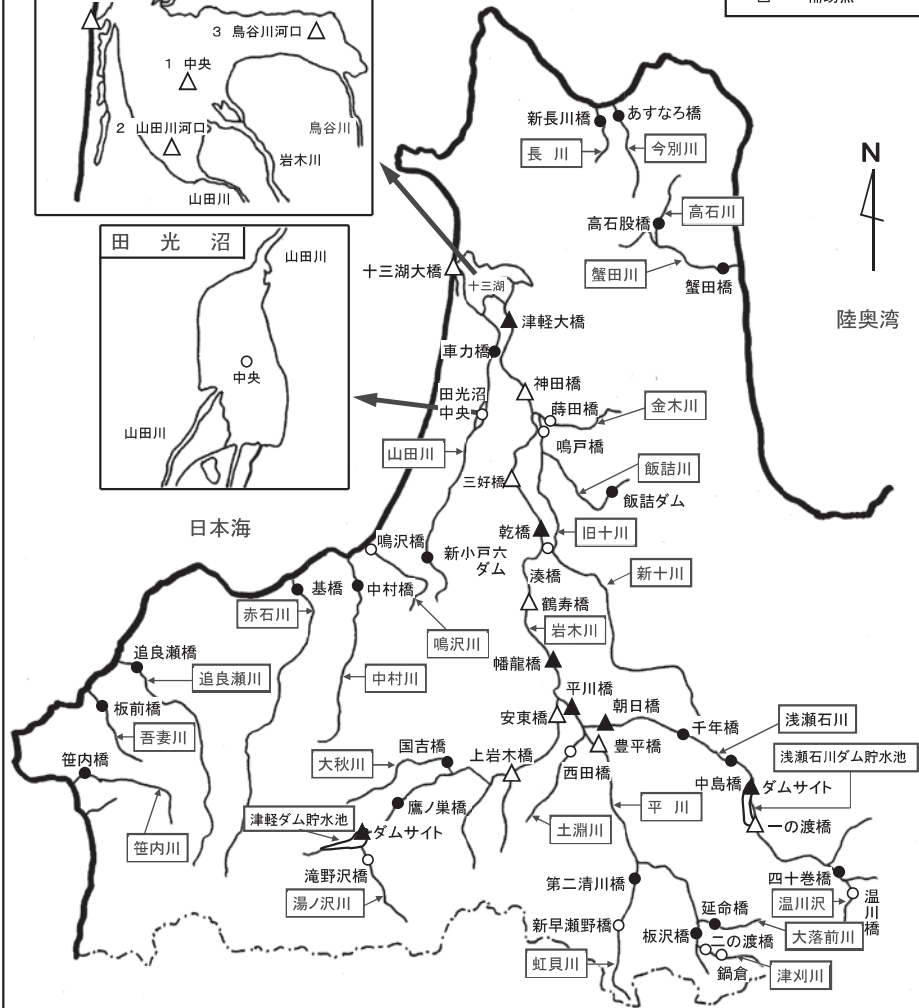
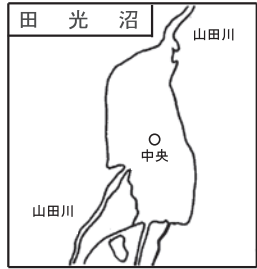
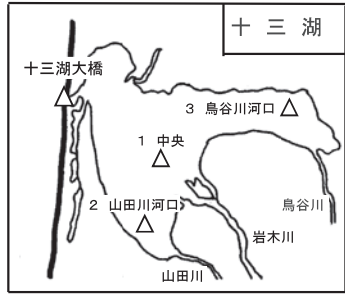
[4] 底質

水 域 名	類 型	測 定 地 点 名	環 境 基 準 点 番 号	総 測 定 日 数	総 測 定 回 数	一 般 項 目		健 康 項 目					特 殊 項 目			そ の 他 の 項 目			測 定 機 関 名
						C O D	強 熱 減 量	カ ド ミ ウ ム	鉛	総 水 銀	砒 素	P C B	銅	亜 鉛	総 ク ロ ム	硫 化 物	全 窒 素	全 磷	
岩 木 川	A-口	幡龍橋	10-2	1	1			1	1	1	1	1			1				国土交通省
	A-口	乾橋(五所川原)	10-3	1	1			1	1	1	1	1			1				
	B-口	津軽大橋	11-1	1	1			1	1	1	1	1			1				
	B-口	十三湖 1中央		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
沖 館 川	C-口	沖館橋	60-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	青森市
堤 川	B-口	石森橋	34-3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	青森県
田 名 部 川	B-口	下北橋	44-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	青森県
馬 淵 川	A-イ	櫛引橋	3-2	1	1			1	1	1	1	1			1				国土交通省
	B-口	尻内橋	4-1	1	1			1	1	1	1	1			1				青森県
	B-口	大橋		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	青森県
新 井 田 川	B-ハ	湊橋	2-2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	八戸市
市 柳 沼		2中央		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	青森県
田 面 木 沼		3中央		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	青森県
小 川 原 湖	A-口	G中央	502-2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	国土交通省
	A-口	姉沼中央		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	青森県
	A-口	内沼中央		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
十 和 田 湖	AA-イ	1休屋前面		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	青森県
	AA-イ	9子ノ口前面	501-2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
世 増 ダ ム 貯 水 池	A-イ	ダムサイト	504-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	八戸市
陸 奥 湾	C-イ	青森港東(本港)	610-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	青森市
	C-イ	青森港西(木材港)	611-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	B-イ	堤川1km沖	612-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	B-イ	野辺地港中央	615-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	青森県
	B-イ	大湊港(芦崎)	617-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	C-イ	大湊港(田名部川河口)	616-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
む つ 小 川 原 港 (1)	C-イ	鷹架沼3	622-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	青森県
む つ 小 川 原 港 (2)	C-イ	尾駁沼2	623-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
八 戸 前 面 海 域	C-口	1 第一工業港	601-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	八戸市
	C-口	2 第一工業港	601-2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	C-口	6 第三工業港	603-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	C-口	7 第二工業港	602-2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	C-口	8 第二工業港	602-1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

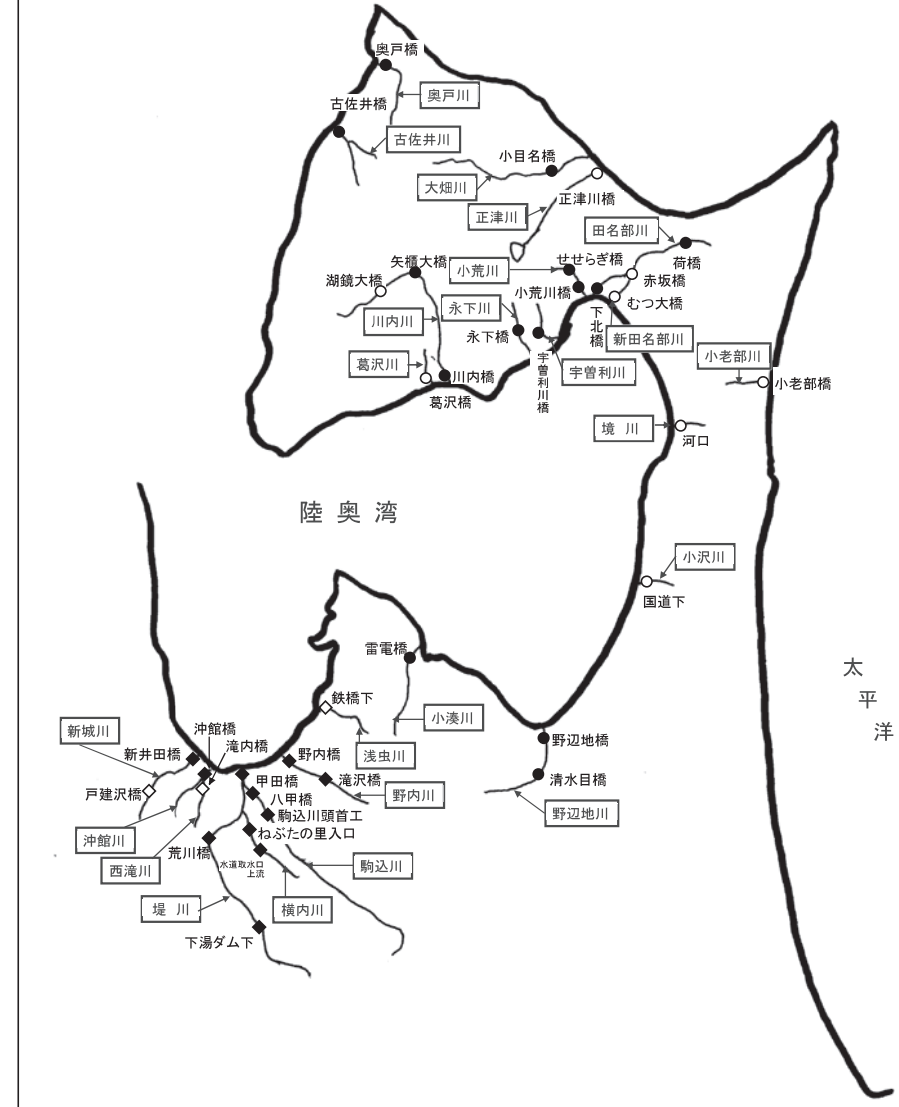
公 共 用 水 域
測 定 地 点

河川 1 (日本海岸水域、岩木川水域、津軽半島関連)

- 青森県測定地点
 ● … 環境基準点
 ○ … 補助点
 東北地方整備局測定地点
 ▲ … 環境基準点
 △ … 補助点
 青森市測定地点
 ◆ … 環境基準点
 ◇ … 補助点
 八戸市測定地点
 ■ … 環境基準点
 □ … 補助点



河川 2 (陸奥湾水域、下北半島関連)



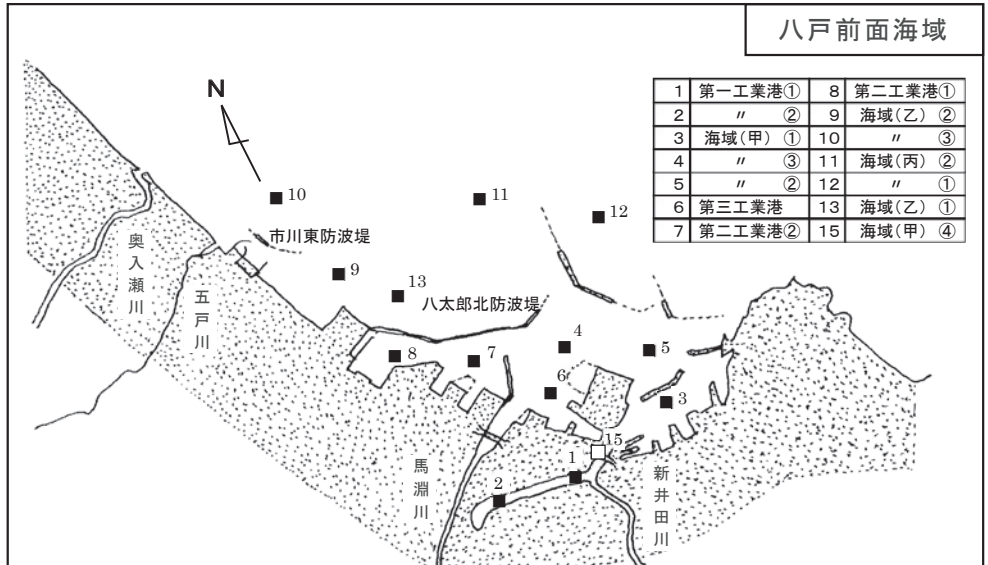
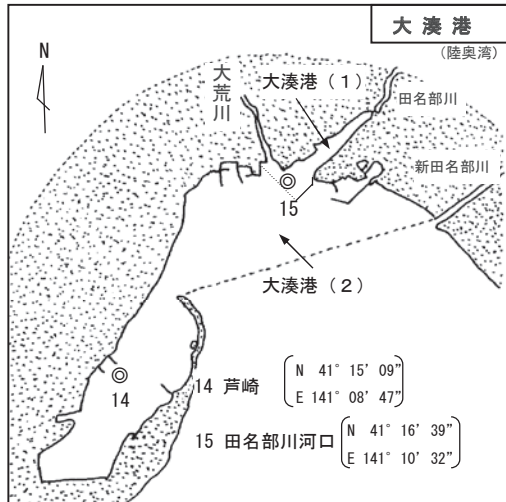
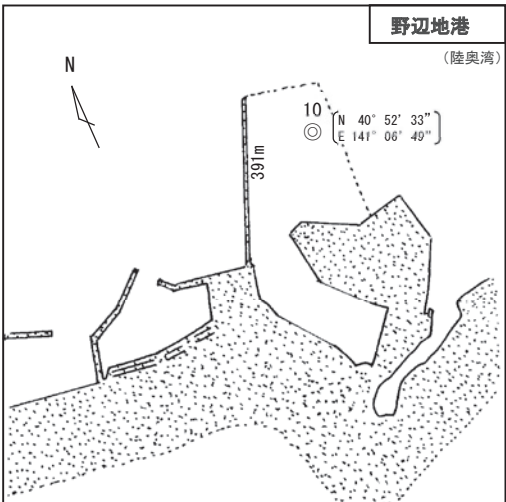
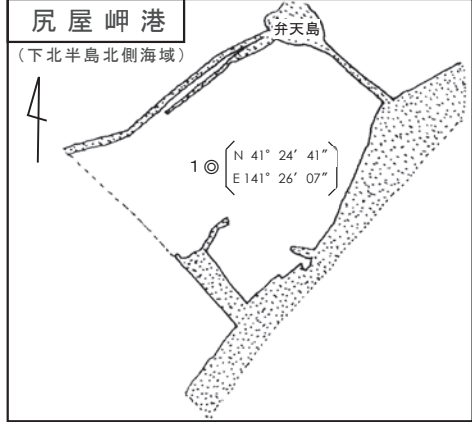
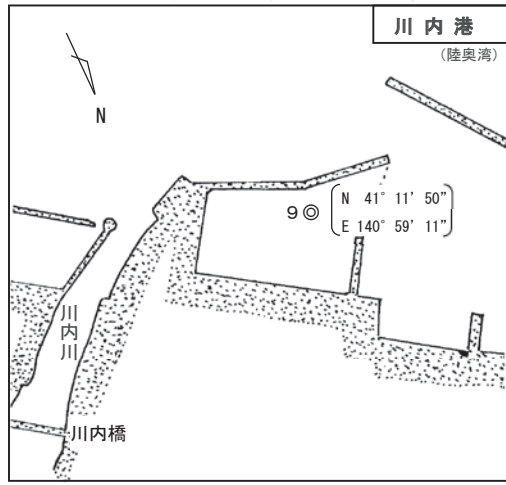
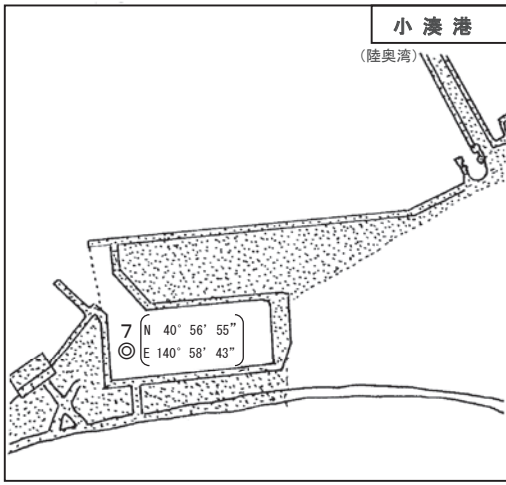
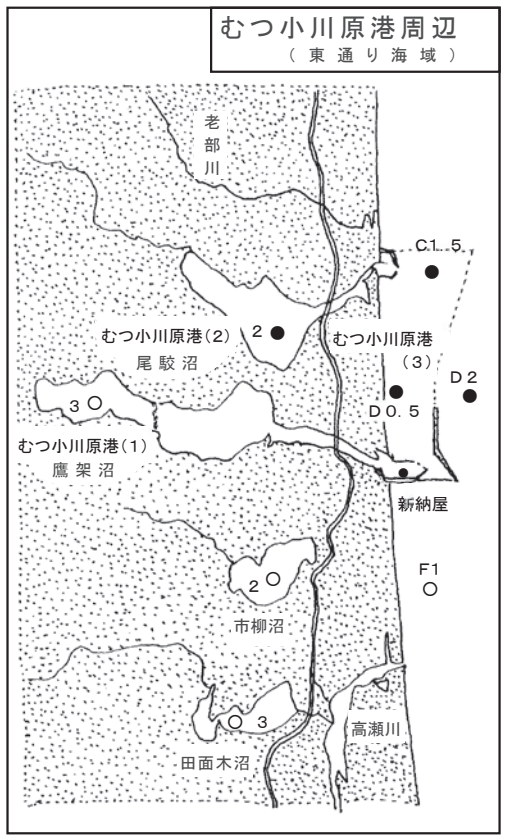
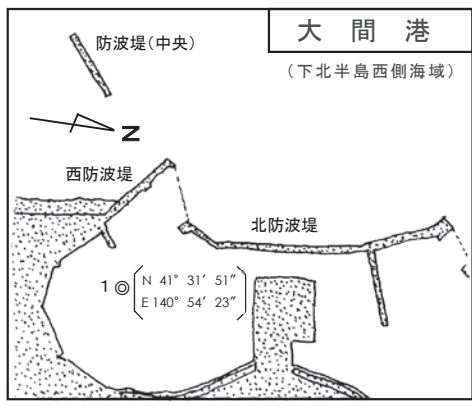
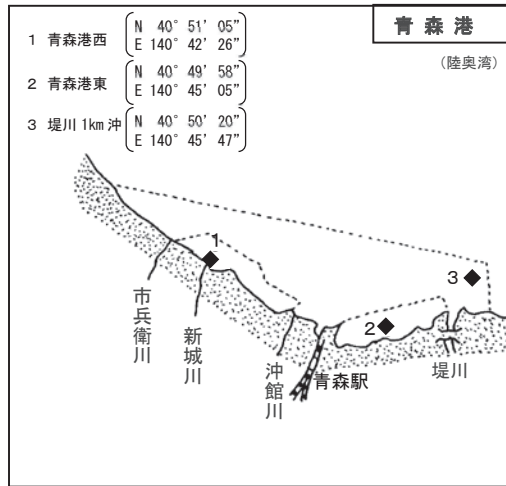
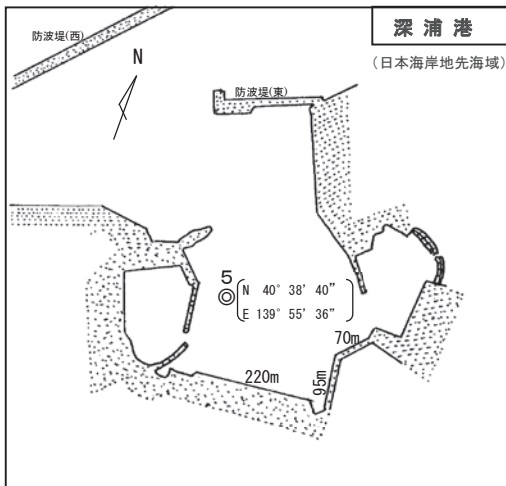


【測定地点経緯度表】

測定地点名	位置	
日本海岸地先海域		
1 屏風岩1km沖	N 41° 15' 09"	E140° 19' 47"
2 十三湖1km沖	N 41° 02' 09"	E140° 18' 32"
3 鱒ヶ沢1km沖	N 40° 47' 30"	E140° 12' 47"
4 追良瀬1km沖	N 40° 41' 30"	E139° 57' 18"
5 深浦港中央	N 40° 38' 40"	E139° 55' 36"
6 岩崎1km沖	N 40° 34' 40"	E139° 54' 48"
津軽半島北側海域		
1 袈月1km沖	N 41° 14' 09"	E140° 32' 17"
2 今別1km沖	N 41° 11' 39"	E140° 28' 47"
陸奥湾		
1 青森港西(木材港)	N 40° 51' 05"	E140° 42' 26"
2 青森港東(本港)	N 40° 49' 58"	E140° 45' 05"
3 堤川1km沖	N 40° 50' 20"	E140° 45' 47"
4 青森湾中央	N 40° 57' 10"	E140° 44' 47"
5 蟹田1km沖	N 41° 02' 40"	E140° 43' 47"
6 平館1km沖	N 41° 09' 09"	E140° 42' 47"
7 小湊港中央	N 40° 56' 55"	E140° 58' 43"
8 陸奥湾中央	N 41° 04' 10"	E140° 54' 47"
9 川内港中央	N 41° 11' 50"	E140° 59' 11"
10 野辺地港中央	N 40° 52' 33"	E141° 06' 49"
11 野辺地湾中央	N 40° 56' 10"	E141° 07' 47"
12 横浜沖	N 41° 05' 10"	E141° 09' 47"
13 大湊湾中央	N 41° 13' 10"	E141° 10' 47"
14 大湊港(芦崎)	N 41° 15' 09"	E141° 08' 47"
15 大湊港(田名部川河口)	N 41° 16' 39"	E141° 10' 32"
下北半島西側海域		
1 大間港中央	N 41° 31' 51"	E140° 54' 23"
2 大間1km沖	N 41° 31' 49"	E140° 53' 27"
3 福浦1km沖	N 41° 19' 39"	E140° 47' 27"
下北半島北側海域		
1 尻屋岬港中央	N 41° 24' 41"	E141° 26' 07"
2 尻屋1km沖	N 41° 24' 49"	E141° 25' 27"
3 大畑1km沖	N 41° 25' 09"	E141° 10' 37"
4 易国間1km沖	N 41° 29' 49"	E141° 00' 07"

測定地点名	位置	
東通り海域		
D-2	N 40° 56' 40"	E141° 24' 42"
F-1	N 40° 53' 55"	E141° 24' 12"
1 二川目1km沖	N 40° 39' 20"	E141° 27' 17"
2 四川目1km沖	N 40° 42' 00"	E141° 26' 27"
3 砂ヶ森1km沖	N 40° 49' 50"	E141° 24' 47"
4 白糠1km沖	N 41° 08' 10"	E141° 24' 17"
5 小田野沢1km沖	N 41° 14' 40"	E141° 25' 07"
むつ小川原港		
鷹架沼 3	N 40° 56' 25"	E141° 18' 37"
新納屋	N 40° 55' 25"	E141° 23' 22"
尾駮沼 2	N 40° 57' 15"	E141° 21' 37"
C-1.5	N 40° 58' 05"	E141° 24' 07"
D-0.5	N 40° 56' 40"	E141° 23' 25"
八戸前面海域		
1 第一工業港	N 40° 31' 46"	E141° 31' 02"
2 "	N 40° 31' 56"	E141° 29' 50"
3 鮫・白銀前面	N 40° 32' 04"	E141° 32' 17"
4 "	N 40° 33' 02"	E141° 31' 37"
5 "	N 40° 32' 34"	E141° 32' 32"
6 第三工業港	N 40° 32' 34"	E141° 31' 13"
7 第二工業港	N 40° 33' 16"	E141° 30' 24"
8 "	N 40° 33' 41"	E141° 29' 36"
9 北沼前面	N 40° 34' 49"	E141° 29' 27"
10 "	N 40° 35' 30"	E141° 28' 55"
11 北防沖	N 40° 34' 22"	E141° 30' 53"
12 蕪島沖	N 40° 33' 40"	E141° 32' 58"
13 北沼前面	N 40° 34' 10"	E141° 30' 01"
15 八戸大橋下	N 40° 31' 50"	E141° 31' 21"
南浜海域		
1 小舟渡平1km沖	N 40° 32' 50"	E141° 35' 17"
2 種差1km沖	N 40° 30' 10"	E141° 38' 07"

※1 鷹架沼3(むつ小川原港)、F-1、二川目1km沖(東通り海域)及び八戸大橋下(八戸前面海域)を除き、すべて環境基準点である。
 ※2 H23 八戸前面海域測定地点の緯度経度修正(St-2,6,10)・移動(St-9,13)
 ※3 緯度及び経度は世界測地系を使用



1 第一工業港①	8 第二工業港①
2 " ②	9 海域(乙) ②
3 海域(甲) ①	10 " ③
4 " ③	11 海域(丙) ②
5 " ②	12 " ①
6 第三工業港	13 海域(乙) ①
7 第二工業港②	15 海域(甲) ④

地下水の水質の測定に関する計画

令和6年度 地下水の水質の測定に関する計画

1 測定計画の趣旨

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、令和6年度における地下水の水質の測定に関する計画について、測定地点、測定項目、測定方法及びその他必要な事項を定めるものである。

2 調査の種類

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概要を把握するための調査

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により汚染井戸が発見された場合、汚染範囲を確認するための調査

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により汚染範囲が確定された後、定点を設け、経年変化を把握するための調査

3 測定地点

概況調査は別表1に掲げる3市8町1村において19地点、汚染井戸周辺地区調査は別表2に掲げる2市3町において42地点、継続監視調査は別表3に掲げる10市13町2村において105地点、計166地点について測定を実施する。

4 測定機関

青森県、青森市、八戸市

5 測定方法及び環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号） 第2（1）による。

6 測定内容

(1) 測定項目

調査地点ごとに別表1～3に定めるとおりとする。

(2) 観測事項

水温、pH、電気伝導度、井戸の諸元（掘削年度、ストレーナー位置、井戸深度、浅井戸・深井戸の別、用途）

7 測定回数

- (1) 概況調査・・・・・・・・・・・・・・・・年1回実施する。
- (2) 汚染井戸周辺地区調査・・・・・・・・周辺地区を一斉に年1回実施する。
- (3) 継続監視調査・・・・・・・・井戸ごとに毎年同じ時期に年1回実施する。

8 測定結果の報告

青森市及び八戸市は、測定結果を青森県知事（環境保全課）に報告するものとする。

9 結果の公表

地下水質の測定結果は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき公表するものとする。

地 測 定 下 地 水 点

令和6年度概況調査地点図

■ 概況調査地点



令和6年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画

令和6年3月発行

編集・発行 青森県環境生活部環境保全課
〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
TEL 017-734-9242
(水・大気環境グループ直通)

古紙/リサイクル配合率70%再生紙を使用



この冊子は、古紙利用率70%、白色度75%の再生紙及び植物油インキを使用しています。



この印刷物は120部作成し、印刷経費は1部あたり231円です。